



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

労働条件分科会における今後の議論の進め方（案）について

厚生労働省 労働基準局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

日本成長戦略・経済財政運営と改革の基本方針2026における関係記載について

日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定）（抄）

Ⅲ．8つの分野横断的な課題の解決

5．労働市場改革

（2）対応の方向性

③講ずべき施策パッケージ

iii）多様な人材の労働参加の促進

（柔軟で多様な働き方の実現に向けた労働時間法制等）

心身の健康維持と従業者の選択を前提に、柔軟で多様な働き方を実現するため、労働時間法制等に係る政策対応について、2026年夏以降の労働政策審議会において議論を行う。

裁量労働制については、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、健康確保、長時間労働防止、適切な処遇確保などの濫用防止措置を前提に裁量労働制の対象の在り方について、見直しの検討を行う。また、変形労働時間制については、他律的な要因に十分対応できていない現場の実態や、労働者の生活時間や予見可能性の確保にも留意しつつ検討を進める。また、連続勤務規制や勤務間インターバル制度の法的位置付け、「つながらない権利」の在り方、副業・兼業に当たっての健康確保、テレワークの活用促進などについて、現場の実態や労使双方の立場を十分に踏まえて、検討を進める。

また、労働時間制度の運用については、時間外労働の実態を踏まえた、36協定の締結や柔軟な労働時間制度の活用について、よろず支援拠点等との連携を強化しつつ、「働き方改革推進支援センター」や労働基準監督署による相談支援の充実を速やかに実施するとともに、必要な体制整備については2027年度以降も着実に実施を図る。あわせて、労働基準監督署において、重大・悪質な事案に対しては厳正に対応しつつ、労働時間や労働者の健康確保措置に関する労使の合意にのっとりた指導が行われるよう速やかに見直す。

経済財政運営と改革の基本方針2026（令和8年7月21日閣議決定）（抄）

第2章 日本の成長力強化と安全・安心の確保

1．「強い経済」の実現

（4）人材力の強化・人材総活躍

（人材の育成・能力発揮）

心身の健康維持と従業者の選択を前提に、柔軟で多様な働き方を実現するため、労働時間法制等に係る政策対応について、夏以降の労働政策審議会において議論を行う。

労働政策審議会 労働条件分科会のこれまでの開催状況

○ これまでの開催状況は以下のとおり。

- 令和7年1月21日 労働基準関係法制研究会報告書についての議論（キックオフ）
- 2月28日 今後の議論の進め方、労働時間制度等に関する実態調査結果（速報）
- 3月11日 労働基準法における「労働者」及び「事業」
- 3月27日 労働時間制度等に関する実態調査結果（全体）
- 5月13日 労働時間総論、各論（上限規制、テレワーク、管理監督者等）
- 5月23日 集团的労使コミュニケーションの在り方（過半数労働組合・過半数代表者等）
- 6月6日 労働時間各論（休日・連続勤務規制、勤務間インターバル、つながらない権利、年次有給休暇）
- 6月16日 労働時間各論（副業・兼業）、集团的労使コミュニケーションの在り方（過半数代表者等）
- 8月19日 労働時間各論（その他）
- 9月4日 労働時間制度等（主な意見の整理）、「総点検」について
- 9月30日 集团的労使コミュニケーションの在り方（過半数労働組合・過半数代表者等）
- 10月27日 労働時間各論（法定休日・連続勤務規制、勤務間インターバル、つながらない権利）
- 11月18日 労働時間各論（テレワーク、副業・兼業、管理監督者、労働時間の情報開示）
- 12月24日 労働時間各論（上限規制、年次有給休暇、裁量労働制等）
- 令和8年3月13日 働き方改革の「総点検」について
- 4月17日 労働市場改革分科会（第1回、第2回）の報告
- 5月13日 労働市場改革分科会（第3回）の報告
- 7月14日 労働市場改革分科会の報告等

労働条件分科会における今後の議論の進め方（案）

- 今後の本分科会での議論に当たっては、本年7月21日に閣議決定された日本成長戦略や骨太の方針2026や、昨年1月からの本分科会での議論を踏まえ、以下の論点を中心に議論を行うこととしてはどうか。
 - ・勤務間インターバル制度
 - ・連続勤務規制
 - ・「つながらない権利」
 - ・裁量労働制
 - ・変形労働時間制
 - ・副業・兼業
 - ・テレワーク・フレックスタイム制
 - ・その他、昨年1月から本分科会で議論してきた論点
 - ・過半数代表者等
 - ・法定休日
 - ・年次有給休暇 等
- 今後、月2～3回程度の頻度で議論を行うこととしてはどうか。